

一般社団法人まちづくり篠路 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人まちづくり篠路と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市北区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、会員相互の創意工夫と連携のもと、地域の資源を生かしながら、篠路地域の賑わいと活力のあるまちづくりを進めることを目的に、次の事業を行う。

- (1) 地域おこしやまちづくりイベント等、歴史、伝統、文化、自然、人を生かしたまちづくり事業
- (2) 子どもの健全育成及び生涯学習の推進を図る事業
- (3) 地域活動の支援事業
- (4) まちづくりに関連する他団体からの受託事業
- (5) 篠路地域に関する各種行政計画の実現に資する事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人に次の会員を置く。このうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

当法人の目的に賛同し入会した個人又は団体

(2) 一般会員

当法人の事業に参加・協力するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は一般会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式により申し込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、当法人所定の様式を届け出ることにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より7日前までに発する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 正会員は、各1個の議決権を有する。

3 第1項の規定にかかわらず、法第49条第2項の決議（以下「特別決議」という。）は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員

(役員)

第17条 当法人に理事3名以上5名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 基金

(基金の拠出)

第22条 当法人は、会員又は第三者に対し、法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第23条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事の過半数をもって決定する。

(基金の拠出者の権利)

第24条 基金の拠出者は、前条に基づく理事の過半数の決定により定められた日まで、その返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第25条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会の決議に基づき、法第141条第2項に定める範囲内で、理事の過半数の決定に基づき行う。

第6章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第28条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、社員総会の特別決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第32条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 菊地 智昭

設立時理事 春原 啓慶

設立時理事 平塚 真実

設立時代表理事 春原 啓慶

(設立時社員)

第33条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 (省略)

設立時社員 菊地 智昭

住 所 (省略)

設立時社員 春原 啓慶

住 所 (省略)

設立時社員 平塚 真実

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人まちづくり篠路設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年4月5日

設立時社員 菊地 智昭

設立時社員 春原 啓慶

設立時社員 平塚 真実